

13. 認可若しくは承認の申請又は届出

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が、「当該資産運用会社が法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして認められない場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして認められるものには、以下の事項が含まれます。

- a. 資本金の変更（減資の場合を除く。）
- b. 業務方法書の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
例：資産運用会社の組織図、苦情の解決のための体制、当該上場REITの発行者である投資法人から委託を受けた業務以外に係る変更
- c. 親法人等、子法人等の異動
- d. 定款の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
- e. 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更
- f. 重要な使用人の変更

※ 上記a. からf. までに掲げた軽微と認められる事項については例示であり、それ以外の事項であっても投資情報として重要でないことが明白なものについては軽微基準の対象となり得ますので、開示の要否につきましては、東証担当者までお問い合わせください。

【上場規程第1213条第2項第1号c（m）、施行規則第1229条第1項第13号】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 資産運用会社が、ヘルスケアリートガイドライン等に従った組織体制の整備について届け出ることを決定した場合にも、開示が必要となります。

〔その他の注意事項〕

- 親法人等、子法人等の異動については、「特定関係法人の異動」や「主要株主の異動」に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 認可若しくは承認の申請又は届出を行う日（決議した日を含む。）
- b. 認可若しくは承認の申請又は届出を行う行政庁の名称
- c. 認可若しくは承認の申請又は届出の内容
- d. 申請又は届出を行った理由
- e. 今後の見通し
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(開示様式例) 資産運用会社による〇〇〇に係る認可申請に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

資産運用会社による〇〇〇に係る認可申請に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、以下のとおり認可の申請を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

1. 認可の申請を決議した日

2. 認可の申請を行う行政庁

3. 認可の申請の内容

4. 申請を行う理由

5. 今後の見通し

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上